指定管理評価表(尼崎市立園田青少年体育道場)

令和2年3月31日現在

+/-	=n.	1011	-	尼崎市立園田青少年体育道場(尼崎市東園田町8丁目111番地の8) 開館時間:9:00~21:00 (休館日:年末年始) 振記設置目的:体育な通じて込むは、た時会にして社会地に寛くだ素小年の育成な図るなめの施設				
施	設	概		ル版改直目が、体育を通じて心身ともに使主にじて社会性に富んだ育少年の育成を図るための地設 事業内容:空手、剣道その他一般体育及びレクリエーション活動のための場の提供				
指	定管理	者の名	称	尼崎市スポーツ少年団				
指	定	期	間	平成29年4月1日~令和4年3月31日				
業	務	概	要	施設の維持管理業務				
				項目名	令和元年度	平成30年度	平成29年度	
利	用:	状 況	等	貸室利用者数	9,416 人	9,599 人	10,530 人	
				貸室稼働率	79.6 %	82.9 %	86.9 %	
所	管課・肩	所管 課 長	名	こども青少年局こども	ら青少年部青少年課 · 藤川	浩志		
評	価 対	象 期	間	平成31年4月1日~	令和2年3月31日			

評		価	項	説 明	評価	評価コメント
1	サー	ービスの質	[の維持・向	Ŀ		利用者の自主的な管理により、 運営・維持されている施設であ り、指定管理者による利用予定
		サービス	向上	サービス向上の取組みがされているか		
		施設利用者数		施設利用者の掘り起こしがされているか	В	の調整によって、地域の体育のみならず、レクリエーション活動
		利用者要	望の把握	利用者要望の把握がされているか		の場としても、多数の利用者に 利用されている。
		事業計画	性,透明性	事業が計画的に、かつ透明性を確保して実施されているか		
		住民·利用	用者の参画	住民または利用者とのパートナーシップを推進しているか		
2	適	Eな施設の	D管理		防災訓練には、利用団体から各 1名以上参加しており、緊急時	
		施設保守	•管理	施設の保守、管理が適正に実施されているか	В	にも対応できるように努めている。
		危機管理	!	事故・緊急時の体制が十分に整備されているか	Р	
		個人情報	管理	個人情報の管理が適正であるか		
3	収	マママ 経費節減				場内に節電・節水等の掲示を し、利用者に周知徹底を行うこと
		収支状況		収支の状況が適正かつ良好であるか	В	で、光熱水費の削減に積極的に取組んでいる。
		経費節減	の取組	経費節減の取組みがされているか、		
4	指定	定管理者の	の経営状況	-	В	適正な会計手続きがなされており、収支状況についても問題はない。
		会計状況		適正な会計手続きがなされているか(監査報告書等による)	В	
5	その	D他			В	適正に管理されている。
		文書等の管理 文書類、帳簿、備品、資料等が適切に管理されているか				

指定管理者選定に係る事業計画書の主な取組内容

左記に関する取組状況とその取組に対する評価

・青少年団体及び地域住民の体力の増進と、生涯ス

る。 ・常に道場の整理整頓を心がけるなど、建物の環境整 備に努め、利用者が快適に利用できる環境を提供する。

ている。

総 合 評 価 総合評価の理由、今後の課題等 利用者の自主的な管理により、運営・維持されている施設であり、団体同士が協力して声掛けを行いながら、施設の整理 整頓や清掃等を行うことより、快適に利用ができる環境が整えられている。また、意識的に光熱水費の削減にも取組んで おり、適正な管理がなされていると言える。

- ※ 評価は、A~Eの5段階評価とする。
- ※ 確認調査の結果をチェックリスト等に記入する。更に1~5の大項目ごとに評価を行った後、総合評価を行うこと。
- ※ A:非常に良好である又は非常に成果があった。 B:やや良好である又はやや成果があった。 C:取組状況の水準が普通である。 D:やや改善の余地があった。 E:多くの改善すべき点が見受けられる。